

告 示

埼玉県告示第八百九十号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
本庄市	令和四年度	地籍図八枚	令和六年七月
	令和五年度	地籍簿二冊	令和六年七月二十三日
		銀座二丁目外第一地区（銀座二丁目の一部、本庄一丁目の一部）	
		丁目の一部）	